

## 第八期品川区介護保険事業計画

# プロジェクト 3 介護保険サービス・その他のサービスの充実

\*第八期計画から抜粋 現況をふまえ一部修正

### 背景とねらい

2021（令和3）年度の介護報酬改定では、「感染症や災害への対応力強化」とともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、2040（令和22）年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取り組みの推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る内容とされた。

区では1993（平成5）年度より在宅介護支援システムの検討を開始し、13地区を基礎単位（日常生活圏域）とした上で、地域の身近な総合相談窓口として20カ所の在宅介護支援センターを整備し、区高齢者福祉課が20カ所の在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」として位置付け、運用している。

### <介護保険サービス・その他のサービスの充実>

施策の方向性	主な事業
(1) 多様なニーズに合わせた適切なケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進</li> <li>② 地域密着型サービスの利用促進</li> <li>③ 市町村特別給付の継続</li> </ul>
(2) 成年後見制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見制度の周知</li> <li>② 市民後見人の育成・活動支援</li> </ul>
(3) 介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域密着型サービスの基盤整備</li> <li>② 介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備</li> <li>③ 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上</li> </ul>
(4) 介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護者向けの教室や介護者同士の交流の推進</li> <li>② 介護と仕事・子育てとの両立支援、介護離職の実態把握</li> </ul>

## (1) 多様なニーズに合わせた適切なケアマネジメントの実施

- 2025（令和7）年・2040年（令和22）年に向け、疾患を有するなど医療的ケアを必要とする中重度の要介護者や、認知症であっても自宅や高齢者住宅等で生活する高齢者の増加が見込まれる。
- 要介護状態であっても、最期まで本人のできることや意欲を重視して、社会性を維持できるよう継続的な活動の機会をつくるなど、ケアマネジメントにおいては自立支援、介護予防の視点が重要。より適切な居宅介護支援が行われるよう、区内のケアマネジャーを支援するとともに、自立支援と介護予防に向けた介護予防マネジメントを推進。

### ① 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進

- 区は在宅介護支援システムの方針に基づき、在宅介護支援システムマニュアルを活用した普及啓発、研修、情報提供、専門アドバイスなどの支援を強化するとともに、2015（平成27）年4月から実施の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の予防マネジメントについて、本人のできることや意欲を重視しながら、本人および家族の意思を尊重し、ニーズに合ったサービス調整を実施できるよう、情報提供・指導支援を行っている。

#### ■在宅介護支援システムの方針

在宅介護支援システムの方針	<b>(1) 自尊・自立の確保</b>	
	・ 当事者の意思の尊重	当事者（本人と家族）の意思と人間性が尊重されること。
	・ 介護の支援	在宅生活の主体は当事者であり、ケアマネジャーの役割は当事者に寄り添いながら支援すること。
	<b>(2) 安心の確保</b>	
	・ 身近な相談窓口の存在	身近な地域に相談の窓口を置くことによって、区民の安心が確保されること。
	・ 的確な対応	当事者のニーズに的確に対応することによって、利用者の信頼と安心が確保されること。
	<b>(3) 総合性・多様性の確保</b>	
	・ 幅広い視点と柔らかな発想	個々の高齢者の生活・人生全体を見渡し、様々な要素を総合的にとらえ、柔らかな発想のもとに適切な支援を行うこと。
	・ 関係機関との連携と様々な資源の活用	関係機関との連携のもと公的サービスのみならず、地域、ボランティア、民間サービス等を視野におき、様々な資源を活用しながらチームで支援体制を構築していくこと。
	<b>(4) 柔軟性の確保</b>	
	・ 状況変化への対応	高齢者の時間の経過にともなう心身状況の変化に応じた的確に対応すること。
	<b>(5) 公平性の確保と重点化の推進</b>	
	・ 適切なサービス提供	サービス水準の公平性に十分配慮をしつつも、サービスの必要性、有効性に応じた重点的なサービス配分を行うこと。

■主な事業

項目	内容	今期の取組
「品川区在宅介護支援システムマニュアル(五訂版)～地域包括支援センター運営の指針～」の定着	2015(平成27)年度の制度改正にともない改定した「品川区在宅介護支援システムマニュアル(五訂版)～地域包括支援センター運営の指針～」をケアマネジャーや関係者へ周知し定着を図ります。また、予防マネジメント研修の実施により、質の向上を図る。	介護予防ケアマネジメント研修 ・令和3年度 41事業所 69人 ・令和4年度 40事業所 62人
情報共有やデータ分析等を活用したケアプランチェックの実施	「統括(基幹型)在宅介護支援センター」は、ケアマネジメントのプロセスの基本となる事項をケアマネジャーとともに情報共有し、データ分析等を活用した確認検証をしながら「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを支援。	ケアプラン点検 適切なマネジメント手法に基づく項目一覧を使用した点検 ・令和3年度 21人 ・令和4年度 20人
品川区介護支援専門員連絡協議会の研修実施支援	品川区内を中心として活動する介護支援専門員(ケアマネジャー)が自主的に組織している品川区介護支援専門員連絡協議会による、ケアマネジメントの質の向上に資する研修実施を支援。	基本ケア研修 (延べ161人) ・令和3年度 39人 ・令和4年度 51人 疾患別ケア研修 (延べ114人) ・令和3年度 46人 ・令和4年度 29人 生活支援記録法研修(延べ569人) ・令和3年度 278人 ・令和4年度 121人

② 地域密着型サービスの利用促進

③ 市町村特別給付(独自給付)の継続

- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援。

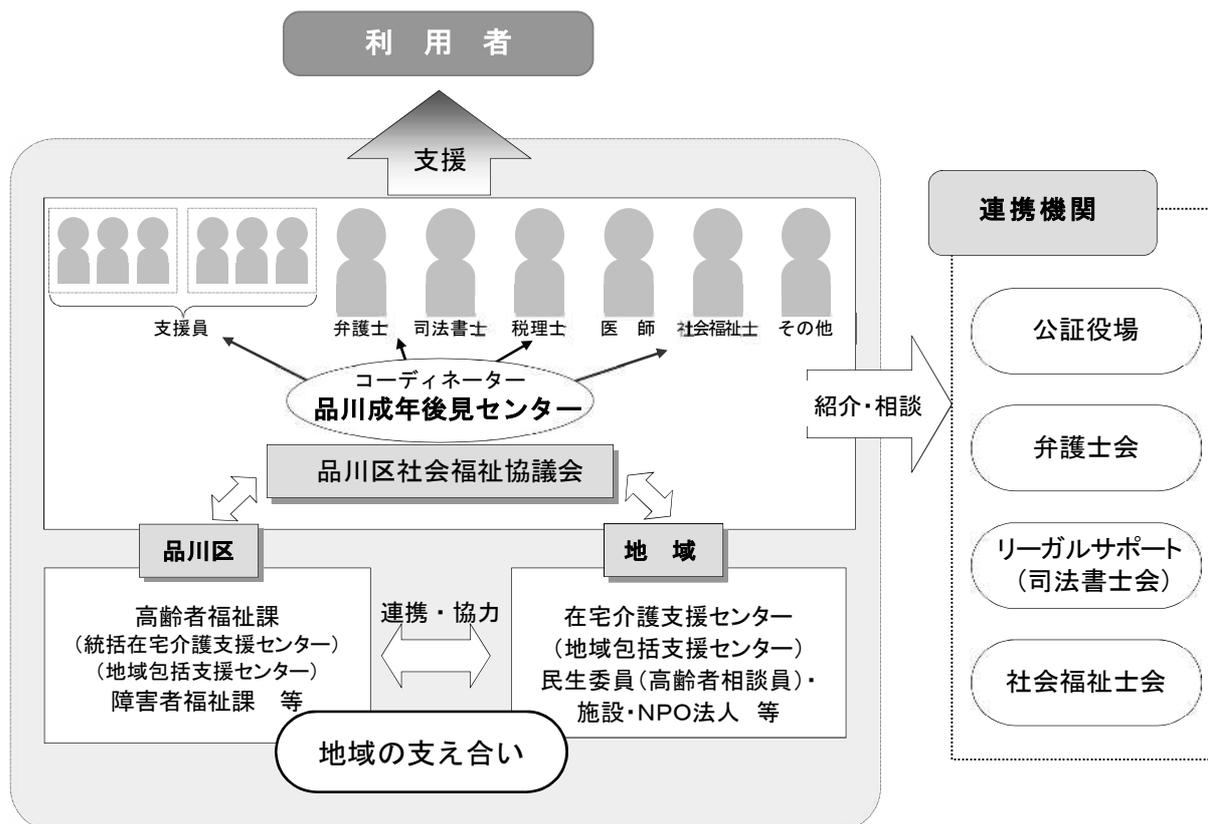
■市町村特別給付の概要

(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付(2009(平成21)年度～)
○ 夜間対応型訪問介護サービスの利用対象外である要支援者に対して、夜間帯における安心感の確保と緊急時等の随時対応サービスを提供。 ○ 夜間(22時から7時)の緊急時のコールに専任のオペレーターが対応し、必要により訪問介護員がかけつけて対応。
(2) 通院等外出介助サービス特別給付(2009(平成21)年度～)
① 要支援者通院介助サービス 月1回、60分以内 ○ 要支援者に対し、通院介助サービスを介護予防訪問介護に続けてサービスを提供。 ② 要介護者病院内介助サービス 月1回を限度とし、30分単位で90分以内 ○ 通院介助に引き続いて病院内での介助が必要な要介護者を支援。
(3) 地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付(2009(平成21)年度～)
○ ケアホーム東大井(地域密着型ケアハウス)において、充実した質の高い日常生活上の支援サービスを提供。

## (2) 成年後見制度の普及・啓発

- 区では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が適切に介護保険サービス等を利用できるように支援するため、2002（平成14）年には区社会福祉協議会に品川成年後見センターを設置し、区と品川成年後見センター、在宅介護支援センターなどの関係機関が協力し、権利擁護のしくみを運用している。

### ■品川区の成年後見のしくみ



## (3) 介護保険サービスの充実

- 在宅生活の継続を支援するため、24時間365日切れ目のない介護保険サービスを提供できる基盤・体制を整備。区は質の高い介護を継続的に提供する基盤・体制として、サービスの向上・改善に自主的に取り組む介護事業者の指導・育成を図るとともに、地域共生社会の実現に向け協働していく。

### ① 地域密着型サービスの基盤整備

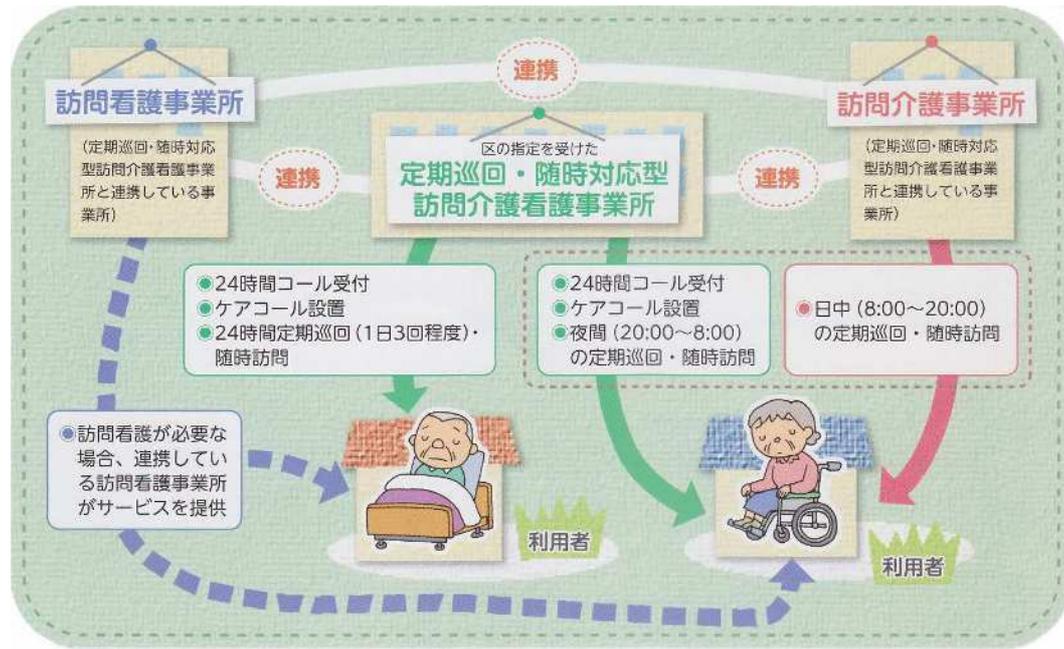
- 2006（平成18）年度制度改正により、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせ、住み慣れた地域での在宅介護の継続を支えるサービスとして小規模多機能型居宅介護が創設された。
- 区では、第七期までに小規模多機能型居宅介護事業所を10カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を2カ所整備。地域に根差したきめ細やかなサービスを提供するこ

とで、利用者の状態改善等に効果を発揮している。(次の審議項目・資料3を参照)

- 2012(平成24)年度の制度改正により、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携し、1日数回の定期巡回訪問と、緊急コールに対応する随時訪問を組み合わせた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設された。
- 区では、2010(平成22)年度から国のモデル事業として取り組み、地域の事業所の連携によるサービス提供のあり方と導入の手法を検討した。地域包括ケアシステムの中核サービスとして、指定事業者、地域の訪問介護および訪問看護事業者と連携による区内全域でサービスの提供ができる体制を構築し充実を図っている。

#### ■品川版・24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供体制

○



#### ② 介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備

- 地域密着型サービスを中心に基盤整備を着実に進めてきた結果、多様な介護ニーズに対応することが可能となっており、中重度の要介護高齢者、認知症高齢者の増加を見据え、必要なサービス量や地域バランスをふまえて、適切な整備に取り組んでいく。

#### ③ 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上

- 区では、介護保険料や公費で運営される介護保険制度が適正に運営されるよう、保険者の役割として給付の適正化とサービスの向上に取り組む。サービスの評価・向上のしくみは、介護保険制度全般にわたっての審議を行う「品川区介護保険制度推進委員会」において、制度全体を一体的に把握・検証し、しくみを推進する。
- 2009(平成21)年度から、給付適正化事業として、利用者の介護保険サービス利用金額を記載した給付費通知の送付を実施。
- 区は、介護保険サービス等を提供するサービス事業者に対して、給付が適正に行われているか定期的な指導・監査を実施。また、指導の対象となるサービス事業者に対し、指導の内容に応じて、リモートでの講習による集団指導を実施するとともに、様々な

事例を紹介しながらサービスの質の向上を図っている。

- 2015（平成27）年度の制度改正により、区市町村（保険者）の権限や裁量が拡大され、2018（平成30）年度には居宅介護支援事業所に対する指定・管理・監督権限が区に移管された。介護事業所に対する実地指導・集団指導を適正に実施するための体制を整えていく。

■ 実地指導実績

今期の取組	書面指導検査	実地指導検査	合計
令和3年度	29事業所	11事業所	40事業所
令和4年度	4事業所	38事業所	42事業所

## （４）介護者支援の充実

- 区ではケアマネジャーに対する研修助成等を行うことで、本人だけでなく、介護者の生活・健康・仕事の状況等にも十分留意した質の高い総合的なケアマネジメントを推進し、介護者家族等の支援を強化する。

### ① 介護者向けの教室や介護者同士の交流の推進

- 介護は、家族が介護を要する状態になって初めて意識することが多く、いざ介護をしようと思っても具体的な方法や相談先等がわからず困ってしまう人が多い現状から、区では、家族介護者を支援するための事業を実施している。
- 認知症カフェへの参加、認知症高齢者を含む要介護者の当事者からの発信など、要介護者・家族同士の交流や多世代との交流を推進していく。現在、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、対面だけでなく、インターネットを活用した情報提供等の活用も検討していく。

■ 主な事業

項目	内容	今期の取組
在宅介護者のつどいの実施	要介護高齢者等を介護している家族などの心労をねぎらい、介護に必要な技法や知識を習得できる機会を提供します。	令和4年度 ・これまでの集合形式から、身近なところ（認知症カフェなどを活用）で高齢者福祉課職員による介護者相談会を開催。（4カ所） ・介護従事者向け介護者支援研修会を開催（参加者31名）

### ② 介護と仕事・子育てとの両立支援、介護離職の実態把握

- ダブルケアやヤングケアラーのようなケースは、介護者が孤立して、やむなく離職・退学せざるを得ない場合もあることがわかってきていることから、様々な相談対応の中で十分な聞き取りを行うほか、区担当所管で情報共有を行い、効果的な支援策の検討を進めていく。

■ 主な事業

介護離職ゼロ、ダブルケア等の実態把握の実施	近年、介護と仕事を両立する介護者、小学生以下の子育てと介護を同時に行う介護者、ヤングケアラー等、ケアマネジメントにおいて配慮を要する世帯が増えています。実態把握を行い、ケアマネジャー、介護サービス事業者、介護者への情報提供や普及啓発を実施します。
-----------------------	---